## 令和4年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果

施設名	東京都人権プラザ
所在地	港区芝 2 - 5 - 6
指定管理者名	公益財団法人東京都人権啓発センター
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和10年3月31日

項目	評価内容
総合評価	В
管理状況	・「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広く人権課題に対応している。 ・令和4年度からの新人事制度の運用開始に伴い、令和5年3月に「人材育成方針」、それに基づく「研修基本計画」を策定し、専門的人材の育成及び能力開発、ノウハウの維持・継承に係る体制を整備している。  【要改善事項】 ・個人賛助会員に広報チラシを郵送する際、その一部について、誤って本人以外の宛名を記載して送付し、個人情報が流出する事故が発生した。これを受けて①個人情報保護・情報セキュリティ研修における定期的な注意喚起の徹底、②名簿管理ソフトの導入、③発送物確認簿の
事業効果	<ul> <li>作成により、再発防止を徹底している。</li> <li>・来館者数について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しつつ、対面講座を再開したこと等から、対前年度 191.4%と増加したものの、コロナ禍前と比較すると約4割の水準にとどまっている。一方、施設利用に関するアンケート調査結果では、来館者の満足度が 96.2%と、非常に高かった。また、点字フロアマップの作成など利用者からの意見を踏まえてサービスの創意工夫を行っている。</li> <li>・東京 2020 大会のレガシーである「パラリンピックムラール」の受入に当たり、都と適時適切に調整を行い円滑に手続を進めるとともに、都が実施した東京 2020 パラリンピック 1 周年記念「未来へつなぐ人権2022」の一環として、お披露目イベントを実施するなど、都の政策と連動した取組を積極的に行った。</li> <li>・人権相談について、コロナ禍における都民のニーズを踏まえ、都と連携して新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を実施しており、相談件数の合計が令和3年度を上回った。</li> <li>・デジタルデバイドに配慮し、会場参加とオンラインとを併用して事業運営を行うなど、ポストコロナを見据えつつ多様な都民が楽しめるようにサービスを実施している。</li> </ul>
その他	【特命要件の継続】 ・事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲 げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げてお り、特命要件は継続している。